合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

(A－B)、(B－C)又は(C－D)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは(A－B)は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは(A－B)、(B－C)及び(C－D)は0とし、C≦D≦Bのときは(B－C)は(B－D)とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは(A－B)は(A－D)とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは(A－B)は(A－C)とし、(A－B)×0.3、(B－C)×0.6及び(C－D)×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　元利償還金等調査によって報告された3年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の数

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の数

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の数

病床の稼働病床数

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、平成二十八年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び平成二十八年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急

合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.6+(B-C)\times 0.9$

(A－B)又は(B－C)が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは(A－B)及び(B－C)は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは(A－B)は(A－C)とし、(A－B)×0.6及び(B－C)×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　「繰出金等について」によって報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の数

病床の稼働病床数

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、平成二十七年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び平成二十七年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急